

老後生活・財産形成事業

高齢社会を迎え、明るく健やかな老後生活を送るため、老後の生活設計に必要な知識や情報の提供を行います。

講座・講演会 会員の老後生活の安定のため、生きがい・健康等の講座開設を計画します。

財産形成 中小企業退職金共済制度の情報提供

情報の提供 老後生活安定に関する事業等への援助及びその情報を提供します。
・福島市等が勤労者のために行う老後生活安定に関する事業等

中小企業退職金共済制度の案内

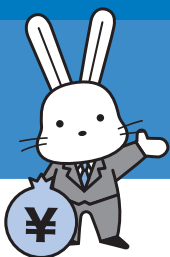
■ 中小企業退職金共済制度とは

中小企業退職金共済法に基づき設けられた、中小企業のための国の退職金制度です。

- 掛金を金融機関に払い込むだけで、手軽に退職金制度をもつ事ができます。
- 退職金の額は、いわゆる『**退職金カーブ**』を描くように配慮され、長期勤続者に有利になっています。
- 掛金の一部を**国が助成**します。
 - (1)新たに加入する事業主に…掛金の1／2(従業員ごと上限5,000円)を加入後4ヶ月目から1年間助成。
 - (2)パートタイマーなど短時間労働者の特例掛金月額(掛金月額4,000円以下)
加入者については(1)に次の額を上乗せして助成
掛金月額2,000円→300円
掛金月額3,000円→400円
掛金月額4,000円→500円
- 掛金は全額非課税です。(法人企業の場合損金、個人企業の場合必要経費として)
- 加入前の過去勤務期間も通算できます。
- 転職しても前の企業での掛金納付月数を**通算**ができます。
- 特定退職金共済制度と通算できます。

■ お問い合わせ 中小企業退職金共済事業本部 TEL03-6907-1234

■ 加入申込用紙は、えふ・サポートにご請求ください。



融資斡旋事業

えふ・サポート会員は、『福島県勤労者支援融資制度』を利用して東北労働金庫から融資を受けることができます。

資金使途 【冠婚葬祭資金、教育資金、災害復旧・医療資金、育児・介護資金など】

※東北労働金庫の審査などにより融資を受けられない場合がありますので予めご了承ください。

※えふ・サポートを退会する場合は、借入残額を一括返済していただきます。

融資内容等の詳細については、東北労働金庫の各窓口へお問い合わせください。

・融資についてのお問い合わせ フリーダイヤル 0120-1919-62
受付／9時～17時(土・日・祝日を除く)

利用案内

慶弔給付

健康増進管理

自己啓発

余暇活動

協定・指定
宿泊施設

老後生活
安定

融資斡旋

定業規則款

各種用紙

福島市中小企業融資制度

このページは、福島市が行っている融資制度のご案内です。

詳しくは福島市役所「産業雇用政策課」☎024-515-7746までお問い合わせください。

融資制度		中小企業一般融資	
		一 般 枠	震災特別枠
融 資 の 対 象		原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者 (信用保証協会対象業種)	
			・事業用資産の震災証明書の交付を受けたもの。 ・最近3ヶ月間の売上高が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。
融 資 の 条 件	使 途	運転・設備	
	限 度 額	運転・設備 1企業 2,000万円以内	運転・設備 1企業 3,000万円以内
	期 間	運 転 10年以内 設 備 15年以内	運転・設備 10年以内
	返 済 方 法	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める(1年以内の据置を認める)	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める(2年以内の据置を認める)
	利 率 (固 定)	貸付期間5年以内のとき 年利2.0%以内 貸付期間5年超10年以内のとき 年利2.1%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利2.4%以内	年利1.7%以内
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す 1 / 2 補助(50万円限度)	
	保 証 人 及 び 担 保	法人等 必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個 人 必要に応じて徴求する。	
申 込 の 窓 口 (予 定)		東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 の 時 期		随 時	令和6年3月31日までに融資申し込み完了とする

※上記融資制度は、令和5年度の内容であるため、令和6年度以降は変更される可能性があります。

融資制度		中小企業ゼロカーボン資金融資		組織資金融資
		開発資金枠	導入資金枠	
融 資 の 対 象		原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者 (信用保証協会対象業種)		「中小企業団体の組織に関する法律」「中小企業等協同組合法」「商店街振興組合法」以上の各法に基づく組合及び中小規模の事業者を構成員とした共同出資会社等の法人であって、市及び金庫において認める団体
		・再生可能エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー設備及び附随する製品 ・蓄エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品	・再生可能エネルギー設備 ・省エネルギー設備 ・蓄エネルギー設備 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品 ・次世代自動車又は充電設備等	
融 資 の 条 件	使 途	運転(及び附帯する設備)	設備(及び附帯する運転)	運転・設備・転貸
	限 度 額	1企業 5,000万円以内	1企業 5,000万円以内	1組合 1億5千万円以内 (ただし、転貸資金 1企業 2,000万円以内)
	期 間	10年以内	15年以内	運 転 10年以内 設 備 15年以内
	返 済 方 法	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める (1年以内の据置を認める)	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める (1年以内の据置を認める)	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める (1年以内の据置を認める)
	利 率 (固 定)	年利1.5%以内	貸付期間5年以内のとき 年利1.6%以内 貸付期間5年超10年以内のとき 年利1.7%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利2.0%以内	貸付期間10年以内のとき 年利2.2%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利2.5%以内
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す 2 / 3 補助(50万円限度)		原則として不要
	保 証 人 及 び 担 保	法人等 必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個 人 必要に応じて徴求する。		保証人 1名以上 必要に応じ担保要求
申 込 の 窓 口 (予 定)		東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫		商工組合中央金庫
申 込 の 時 期		随 時		随 時